

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

平成30年2月20日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

博物館の名称	所在地	設置者の名称	登録年月日
宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム	宮古市崎山第1地割16番地1	宮古市	平成30年2月9日